

第2次宇和島市環境基本計画改定業務提案仕様書

1. 委託業務名

第2次宇和島市環境基本計画改定業務

2. 業務の目的

2022年3月に策定した「宇和島市環境基本計画」（以下「現行計画」という。）の計画期間が今年度末までとなっていることから、これを改訂し、宇和島市環境基本条例（令和2年12月18日条例第47号）に定める理念を踏まえて、これまで以上に環境への対策に注力するため、現在の社会情勢等に応じた新たな計画として策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

4. 業務内容

（1）業務の方針

本業務は、「環境基本法」、政府が定める「環境基本計画」、「愛媛県環境基本条例」及び「愛媛県環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して実施する。

（2）業務の内容

本業務の詳細に関しては、別添の特記仕様書のとおりとする。

（3）その他（自由提案）

本業務をさらに効果的なものとする提案等、提案限度額の範囲内で追加提案がある場合は提案すること。

5. スケジュール（目安）

時 期	項 目
令和8年 9月	地域概況調査、環境現況調査着手、環境審議会
令和8年11月	草案の策定、庁内関係部局への照会
令和8年12月	原案の策定、環境審議会（原案の審議）
令和9年 1月	パブリックコメントの実施、最終案の策定 庁内関係部局への照会（最終確認）
令和9年 2月	環境審議会（最終案の審議）、業務完了報告

6. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、書面により事前に市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 成果品の利用及び著作権

① 著作権法（昭和45年法律第48号）上の諸権利の帰属

成果品に対する著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は市に帰属する。

なお、受託事業者が作成したチラシ等のデザインに対する著作権については、原則として市に帰属しないこととするが、業務上、市が使用する必要がある場合は、受託事業者に報告の上、使用することとする。

② 目的物の改変

市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託事業者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

ただし、受託事業者が作成したチラシ等のデザインに対する著作権については対象外とする。

③ 著作権の侵害に対する保証

受託事業者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。

④ 知的財産権

本事業により特許権等の知的財産権が生じた場合の権利の帰属は、原則として市とする。

7. 実施上の注意

(1) 実施体制

受託事業者は、円滑な事業運営を図るために、当該事業に必要な専門性や経験を有する業務責任者を置き、業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。

なお、業務責任者は同種業務の受託経験のある技術者であること。

(2) 連絡体制

市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡体制を構築すること。また、市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じ必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執行すること。

(3) 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託事業者は市と必要に応じて協議・打合せを行う。協議事項については、その内容を速やかに整理・記録し、市に提出するものとする。

(4) 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施する上で必要と考えられる場合、受託事業者は市の了解を得た上で、関係官庁及び団体等と協議を行うものとする。協議した内容については、速やかに整理・記録し、市に提出するものとする。

(5) 資料の貸与

市が所有している資料で、業務に必要なものは受託事業者に貸与する。この場合、受託事業者は貸与された資料のリストを作成し、業務完了時点で成果品とともに返納するものとする。

(6) 提出書類

受託事業者は、業務の着手及び完了に当たって、市の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

① 業務の着手時

- ア. 業務委託着手届
- イ. 業務責任者の選任届
- ウ. バーチャート工程表

② 業務の完了時

- ア. 業務委託完了報告書

(7) 受託事業者の責務

受託事業者は、業務の目的を十分に理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書で定められていない内容であっても、市と協議の上、誠意を持って対応しなければならない。

(8) 疑義

業務内容に疑義が生じた場合は、受託事業者は速やかに市と協議し、その指示を受けるものとする。

8. 成果品等の提出

受託事業者は、業務完了時には以下の成果品等を提出し、市の完成検査を受けるものとする。

なお、提出時はもとより、提出後においても受託事業者の責めに伴う瑕疵があった場合、受託事業者は速やかに成果品等の修正を行わなければならない。

(1) 成果品等

①宇和島市環境基本計画書	20部 (予定)
②概要版	50部 (予定)
③各審議会の議事録	1部
④上記成果品に関する電子データ	一式

(2) 納品期限

令和9年2月26日 (金)

(3) 納品場所

宇和島市 生活環境課

9. 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

10. 委託料の返還等

本事業以外の用途に使用する等、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた事業者に対しては、委託料の全部または一部を返還させる。

また、委託料により発生した収入があるときは、返還を求めることができるものとする。

11. 注意事項

本仕様書は、計画策定に係る業務全般に適用するものとする。

また、本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細について、市と受託事業者との協議により決定すること。

12. その他

受託事業者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

また、本仕様書に定めのない項目に関しては、宇和島市契約規則 (平成17年8月1日規則第56号) の例によるものとする。

特記仕様書

1. 基礎調査等

(1) 基本的事項の整理

計画の策定に当たって、次に掲げる基本的な事項について現行計画を基に見直しを行う。

- ① 計画策定の背景、目的及び位置づけ
- ② 計画の推進主体
- ③ 計画の期間（全体の計画年数及び中間見直しを行う年数）
- ④ 計画で対象とする環境の範囲

(2) 地域概況並びに環境現況調査

計画を策定する上で必要となる宇和島市の地域概況及び環境現況を、現行計画を基に見直しを行う。

また、時勢を考慮して最新の情報を追加するなど、現状に即した内容を検討する。

地域概況・環境現況調査については表－1、表－2の内容とする。

表－1 地域概況調査の内容

区分	項目	内容
宇和島市の自然的状況	地象、水象、気象	地形、地質の状況、河川・ため池、潮流等の状況、風向・風速・気温・降水量の状況等
	植物及び動物	植生及び植物種の状況、動物の分布、主な生息地、貴重な動植物の生息状況
宇和島市の社会的状況	人口及び集落等	行政区画、集落の状況、人口等
	産業	産業別就業者数、農林水産業の状況、商工業の状況、主要な事業場等
	水域利用	上水道水源としての河川水利用、農業利水の状況、漁業権の設定状況、地下水の利用状況等
	交通の状況	鉄道網及び旅客数、道路網及び交施量の状況
	公共・公益施設の状況	学校・幼稚園、保育園、公民館及び集会場、病院、公園等の位置、上下水道及び廃棄物処理施設等の整備状況
	文化財の指定状況	指定文化財、埋蔵文化財の種

		類及び位置
	観光・レクリエーションの状況	主要な観光地、レクリエーション施設、野外活動場所の状況
	主要な開発事業及び計画	主要な開発事業の状況、将来的な開発計画とその概要
環境関連法令の指定状況	開発関係法令	都市計画区域、保安林、農用地区域等の指定状況
	自然環境関連法令	自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、その他
	生活環境関連法令	環境基準の指定状況、各種規制法の指定状況

表－２ 環境現況調査の内容

環境要素の区分		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質、騒音、振動、悪臭
	水環境	海浜及び河川等における水質、底質、地下水、水象
	土壌環境・その他の環境	地形・地質、地盤、土壌、日照阻害、夜間照明
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、水生動物、陸上昆虫類等
	植物	植生、植物相、植物群落
	生態系	生態系の多様性、生息-生育環境
地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	地域景観の特性、代表的眺望地点の眺望、景観阻害
	触れ合い活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場
	文化財・天然記念物	指定文化財、埋蔵文化財、天然記念物、その他
環境への負荷の低減	廃棄物・リサイクル	廃棄物、漂着物、建設残土等
	地球温暖化等	温室効果ガス等

(3) 現行計画における取組状況の整理

現行計画の取組状況や目標達成状況を整理し評価を行う。また、目標達成状況について分析し、課題を整理する。

2. 市民、事業者等の意識調査

(1) アンケート調査及びヒアリング

計画の策定に当たって、市民及び事業者等の意識を反映させ、市民参加に資するため、意識調査（アンケート調査及びヒアリング）を実施する。アンケート内容は「宇和島市環境基本計画」の策定時に実施した内容を考慮したものとし、海洋ごみ対策やリサイクルの推進など、廃棄物対策に関する項目は必ず設ける。

市民アンケートの対象者は市との協議により偏りが生じないように選定し、事業者アンケートの対象者は業種・規模等を踏まえて特色が被らないように抽出するものとする。

調査票の作成、印刷、配布、回収、集計及び解析に係る費用は、受託事業者が負担する。

(2) アンケート調査及びヒアリングの対象

- ① 一般市民（1,000通）
- ② 事業者（食品関係100通、農林水産業関係50通）
- ③ 環境保全活動団体（10団体程度）

3. 環境保全のための各種施策の調査

国、県、市町村及び市民団体等で実施されている環境保全及び創造のために必要な各種施策・事業・計画・制度等について調査整理を行う。また、県内における同規模自治体における取り組み事例についても、把握整理を行うものとする。なお、環境部局以外で実施されているものも対象とする。

4. 環境の現状分析及び課題の整理

上記までの調査結果を踏まえて、本市における現在の環境の状況を分析する。また、宇和島市における環境施策等の取り組み状況、今後取り組みが必要とされる施策実施に伴う課題等、市民・事業者より期待されている本市の環境のイメージや環境施策等を整理する。なお、確認された課題については、愛媛県や同規模自治体の取り組み状況を踏まえ、適切となる対策方針を検討するものとする。

5. 計画の理念及び計画目標の設定

上記1～4で検討・整理した内容及び愛媛県環境基本計画における理念及び計画目標等を勘案し、宇和島市環境基本計画の理念及び計画目標を設定する。

検討内容については、現行計画に定める下記の項目を想定しているが、詳細については協議の上、決定するものとする。

- ① 自然環境の継承
- ② 生活環境の保全
- ③ 快適環境の確保
- ④ 廃棄物対策

- ⑤ 地球環境の保全
- ⑥ 環境啓発

6. 環境施策の検討

上記において設定された計画目標を達成する上で実施すべき個々の施策を検討する。なお、検討した施策のうち、特に重要度の高い施策を重点施策として整理するものとする。

7. 環境配慮指針の検討

上記において設定した環境施策について、今後取り組んでいくための環境配慮指針を、現行計画の実施状況を鑑み、行政、市民及び事業者のそれぞれについて検討する。

8. 計画の進行管理方法の見直し

環境基本計画を適切に推進するための進行管理方法及び体制構築について、現行計画の管理状況を踏まえて見直すとともに、今後の個別施策についても定期的に点検評価を行うための仕組みについて見直すものとする。

9. 計画素案、計画案及び計画書並びに計画書概要版の作成

上記2～8の各作業内容を取りまとめるとともに、各委員会の審議結果を勘案した計画素案を作成する。

また、素案をベースに、必要に応じて関係部局及び行政計画との調整を行って計画案を作成する。

各種検討及びパブリックコメント、環境審議会での意見を踏まえ最終的な計画書及び計画書の概要版を作成する。

10. パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントに必要な資料を作成するとともに、パブリックコメントの意見を取りまとめ、対応案について検討する。

11. 審議会等の資料作成及び運営等

計画策定に当たって開催する審議会の会議資料を作成する。

また、市と協議の上、審議会の運営及び議事進行に協力するほか、出席した審議会については、会議録及び会議録要約版を作成するものとする。

なお、審議会については、市の諮問機関である環境審議会を3回開催予定であり、その会議に出席するものとする。

また、計画策定にあたり、関係部局への照会を行う際には、照会資料を作成するものとする。

12. 打合せ協議

打合せ協議は、業務の節目に行うものとし、契約当初、中間（2回）、納品時の4回を基本とする。ただし、疑義等生じた場合は適宜行うものとする。